

1 総則

(1) 目的

この指針は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、当院という。）において必要な事項を定め、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする

(2) 医療安全管理のための基本的考え方

医療安全は、医療の質に関わる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、当院及び職員個人が、医療安全の必要性・重要性を施設及び自分自身の課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため、当院は本指針を活用して医療安全管理委員会及び医療安全管理室を設置して医療安全管理体制を確立するとともに、院内の関係者の協議のもとに、独自の医療安全管理規程及び医療安全管理のためのマニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成する。また、ヒヤリ・ハット事例及び医療事故の評価分析によりマニュアル等の定期的な見直し等を行ない、医療安全管理の強化充実を図る

(3) 医療安全管理指針の患者等に対する閲覧について

医療安全管理規程については、患者及び家族等に対して、その閲覧に供することを原則とし、各患者等が容易に閲覧できるように配慮する